

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 <sup>1)</sup>	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠規定	最低賃金法(1959年)	公正労働基準法	各州法
決定方式	審議会(労・使・公益で構成)方式	議会決定方式	議会決定方式、審議会方式の併用等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について必要があると認めるときに、最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。</li> <li>地域別最低賃金と特定最低賃金がある。地域別最低賃金は47都道府県別に設定。特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定(全国で235件設定、2014年10月1日現在)。</li> </ul>	連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない。州最低賃金は州法によるものと審議会が決定するものがある。また、州によって最低賃金の定めがないところもあるほか、チップを受け取る労働者の最低賃金は低額にされる。	
設定方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別(都道府県別)</li> <li>特定(産業別)最低賃金(全国または都道府県別かつ産業別)</li> </ul>	全国一律	州内一律
最低賃金額	<地域別> 780円/時間 (全国加重平均、2014年10月発効、都道府県により発効日は異なる)	5.85ドル/時間 (2007年7月24日～) 6.55ドル/時間 (2008年7月24日～) 7.25ドル/時間 (2009年7月24日～)	5.15ドル/時間 (最低額ワイオミング) ～9.50ドル/時間 (最高額コロンビア特別区) (2015年1月現在)
適用対象	特に限定なし	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC(Salaire minimum interprofessionnel de croissance)	労働協約 拡張方式
根拠規定	最低賃金法(1998)	最低賃金法(MiLoG)(2015)	労働法典(1950及び1970改正)	労働法典
決定方式	審議会方式	審議会方式	審議会方式(最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う)	労働協約 拡張方式
	最低賃金額は使用者団体、労働組合、独立機関の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に見直しを行う(最初の見直しは2016年6月30日までに、施行は2017年1月1日)</li> <li>最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表(アドバイザーとして学識代表も参加)で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定される。</li> </ul>	(定時改定方式) 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年7月1日付けで金額を改定。 (物価スライド方式) 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定。	協約当事者の交渉による。
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律	地域・業種別
最低賃金額	一般(21歳以上): 6.50ポンド/時間 (2014年10月～)	8.5ユーロ/時間 (2015年1月1日～) 経過措置は3年。「業種レベルにおける代表的な協約当事者の労働協約による逸脱を認める」という例外規定を経過措置的に設け、2016年12月31日までに最低賃金基準を達成していない労働協約は、2017年1月1日以降、8.5ユーロ/時間が適用される。2018年1月1日からは最低賃金委員会が決定した法定最低賃金が全ての産業、労働者に適用される。	9.61ユーロ/時間 (2015年1月1日～)  2008年12年の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	特に限定なし	フランス本土、海外県及び海外領土のSaint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	日本 <sup>1)</sup>	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	<p>[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。</p> <p>(1) 精神または身体の障害により著しく労働能力が低い者 (2) 試用期間中の者 (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 (4) 軽易な業務に従事する者 (5) 断続的労働に従事する者</p>	<p>[適用除外] ・ 管理職、専門職等 ・ 小規模従業者等</p> <p>[減額措置] ・ 20歳未満の労働者（雇い始めから90日間） ・ 障害者 ・ チップを得る従業員 ・ 学生</p> <p>20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル（時間）。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル（但しチップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない）</p>	州により異なる。
影響率等	影響率7.4%（2013年度厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」より）（「影響率」とは地域別最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと）	時間給で就業する被用者の3.0%（2008年）	—
罰則等	50万円以下の罰金（地域別最低賃金に係る賃金支払義務違反の場合）	故意の違反については1件当たり10,000ドル以下の罰金。違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1,100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる。
ILO条約批准状況	第26号条約（1971批准） 第131号条約（1971批准）	第26号条約、第131号条約ともに批准せず。	
労働協約拡張適用制度	あり	なし	

資料出所 日本：厚生労働省ウェブサイト

アメリカ：連邦労働省・労働統計局各ウェブサイト

(注) 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立（2008年7月1日施行）。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、不払いに係わる罰金の引上げ（上限50万円）が定められた。

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC	労働協約 拡張方式
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自営業者</li> <li>・ 徒弟労働者・学生の 一部</li> <li>・ 軍人、漁師の一部等</li> </ul> <p>[減額措置]</p> <p>16～20歳 18～20歳： 5.13ポンド/時， 16～17歳： 3.79ポンド/時， アプレントイスシップ (養成訓練)参加者 で，19歳未満，または 19歳以上で参加から1 年未満の者は2.73ポ ンド(2014年10月～)</p>	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未成年者(18歳未満)， 職業訓練実習生の一 部，長期失業者の就職 時(開始から6か月)</li> </ul>	<p>[適用除外]</p> <p>労働時間を把握する ことができない労働者 (訪問販売 員などの一部)</p> <p>[減額措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳未満</li> <li>・ 見習訓練生，研修生等</li> </ul> <p>17歳:10%減， 17歳未満:20%減， (但し，6か月以上勤務で 減額措置なし) 職業訓練生，若年の各種 雇用援助措置を受けてい る者:22～75%減</p>	—
影響率等	約125万人 (2014年)	約370万人 (2014年時予想)	全被用者の10.8%(163万 人) (2014年1月)	—
罰則等	未払い分の賃金の50～ 100%(2万ポンド以下) の罰金	最高50万ユーロの罰金，公 共調達からの除外があり得 る。	労働者一人につき1,500 ユーロ以下の罰金 (再犯は3,000ユーロ以下)	労働者一 人につ き，罰金 750ユー ロ以下
ILO条約 批准状況	第26号条約，第131号条 約ともに批准せず。	第26号条約(1929批准) 第131号条約は批准せず。	第26号条約(1930批准) 第131号条約(1972批准)	
労働協約 拡張適用 制度			あり	

資料出所 イギリス: Gov.ukウェブサイト  
ドイツ: 連邦政府広報，連邦労働社会省ウェブサイト  
フランス: 労働省ウェブサイト等

## 第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	オランダ	ベルギー	ギリシャ	スペイン	ポルトガル	中国
最低賃金額	1,495.20/月 345.05/週 69.01/日 (通貨:ユーロ) (2014年7月～, 上記金額は23 歳以上)	1,501.82 ユーロ/月 (2013年1月～, 上記金額は21 歳以上のフル タイム労働者)	683.76 ユーロ/月 (2012年7月以 降据え置き)	752.85 ユーロ/月 (2013年1月 ～)	565.83 ユーロ/月 (2011年1月 以降据え置 き)	1,560元/月 (北京市・2014 年4月～)
改定	年2回(1月1日 及び7月1日)に 改定。	通常2年に1度 の中央協定に より改定(法的 拘束力のある 中央協定)。そ の間も消費者 物価の上昇に より改定。	通常2年に1度 の中央協定に より改定(法的 拘束力のある 中央協定)。た だ、経済状況 によっては年 に2～3回改定 されることもあ る。	基本的に毎年 労使との協議 を経て物価動 向、経済状況 を勘案し法令 によって改定 。なお、一 般的にはより 高い水準の職 種ごとの最低 賃金が労働協 約により定め られている。	政労使による 経済社会委員 会の意見を聴 いた後、物価 動向、経済状 況に応じて毎 年政府が法令 により改定。	全国統一のも のではなく具体 的基準は省・自 治区・直轄市の 人民政府が規 定。政府労働・ 社会保障部が 定める「最低賃 金規定」により、 各地は少なく とも2年に1回 は最低賃金を 改定する必要 がある。
影響率等	全雇用者の4% (2005年)			全被用者の1 ～3% (2005年末)	フルタイム被 用者の4.0% (2005年末)	
適用除外・減額措置	雇用契約の下 で働く全雇用 者に適用。 1992年から週 13時間未満労 働のパートタイ ム労働者にも 適用。 若年者の減額 率 22歳:15%減 21歳:27.5%減 20歳:38.5%減 19歳:47.5%減 18歳:54.5%減 17歳:60.5%減 16,15歳:70% 減	公共部門の雇 用者、見習労働 者、訓練生 は適用除外。 若年者の減額 率 20歳:6%減 19歳:12%減 18歳:18%減 17歳:24%減 16歳以下: 30%減	民間企業雇用 者のみに適用。 公共部門は政 府によって別 途賃金水準が 決められる。 減額措置はな し。	訓練生は10～ 30%減。 若年者に対す る減額措置は なし。	軍人は適用 除外。 18歳以下は 25%減。 このほか家 事労働者、 障害者、見 習労働者も 減額される。	学生アルバイト は適用除外。
労働協約 拡張適用 制度	あり	あり	あり	あり	あり	—

資料出所 オランダ:社会問題雇用省, ベルギー:雇用労働省, ギリシャ:労働社会保障省, スペイン:労働移民省, ポルトガル:労働社会連帯省, 中国:人的資源社会保障部, 韓国:雇用労働部, マレーシア:人的資源省労働局, タイ:労働省, インドネシア:雇用省, フィリピン:労働雇用省, ベトナム:労働傷病社会省, 各ウェブサイト

	韓国	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
最低賃金額	5,580ウォン／時間 (2015年1月～)	900リンギ／月(半島マレーシア11州), 800リンギ／月(サバ, サラワク州) <sup>1)</sup>	300バーツ／日 (全国一律, 2013年1月～) <sup>2)</sup>	2,700,000ルピア／月 (ジャカルタ特別州・2014年1月～)	非農業: 466ペソ／日, 農業: 429ペソ／日 (マニラ首都圏・2013年10月～) <sup>3)</sup>	3,100,000ドン／月 (第1地域:ハノイ, ホーチミンなどの大都市, 2015年1月～)
改定	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定(毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定)。適用時期は毎年1月1日。	制度発足が2012年, 適用が2013年1月からで, 政府は2年後に改定すると述べているが2015年2月末現在, 改定されていない。	2012年までは各県ごとの最低賃金制度であったが, 2013年から全国一律の最低賃金制度となった。政労使からなる全国賃金委員会(委員長:労働次官)が日額最低賃金額を審議して政府に答申, 閣議の承認を経て決定。	原則として毎年1月1日に改定。決定権限は州知事。州ごとに設置された政労使三者構成の賃金委員会で審議, 結果を州知事に勧告し, 州知事令で決定。必要に応じて県, 市単位の最賃額を決めることもできる。この場合も決定権限は州知事。各地域ごとに業種別最賃も併用。	各地域ごとに設置された17の政労使からなる地域三者賃金生産性委員会(PTWPB)がそれぞれ当該地域の最賃を改定。不服のある関係団体は, 政労使からなる国家賃金生産性委員会に不服申立が可能。	民間企業に適用される地域別最低賃金は, 政労使三者構成の国家賃金評議会が改定案を政府に提出, 政府はこれを参考に改定額を決め政令で交付。地域は経済発展の状況に応じて4地域に分けている。改定は原則年1回。経済情勢により例外あり。公共部門には別途「一般最低賃金」が定められている。
影響率等	全体の14.6% (266.8万人)	—	—	—	—	—
適用除外・減額措置	労働部長官の認可を受けた者 (1)精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者 (2)その他最低賃金を適用することが適当でないと認められる者	家事労働者は適用除外。(公務員は制度の対象としていない)従業員5人以下の企業は2013年7月1日から適用。	中央・地方の行政機関, 農業, 国営企業等は適用除外。	企業規模10人未満, 土地と建物を除外した純資産額2億ルピア未満等の企業については, 25%を限度とする減額措置。経営不振で最賃支給が不可能な企業は, 最賃が発効する10日前までに当該地域の労働移住局を通じて知事に免除を申請することが可能。	農地の小作人, メイド・個人用運転手等の家庭内使用人, 内職者等は適用除外。ベッド数100以下の民間病院, 従業員10人以下の小売・サービス業の事業所, 正社員10人未満の製造業事業所は, 農業と同じ429ペソ／日。最低賃金労働者の所得税は免除。(2008年共和国法9504号)	規定なし

(注) 上記6か国における労働協約拡張適用制度はなし。

- 1) 適用は2013年1月から。但し従業員5人以下の企業は2013年7月から適用。
- 2) バンコクなど7県は2012年4月から実施済み。同7県は2013年1月からの改定はなし。この最賃額は2015年まで据え置き予定。
- 3) 最賃には緊急生活手当(COLA)30ペソが含まれている。同COLAは2014年1月から半額15ペソが基本賃金に組み込まれた。